

## I 地域区分等

### 1. 地域区分 (①)

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分 (②)

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価 (⑥)、処遇改善等加算 I (⑦) 及び所長設置加算 (⑧) については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分 (③)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分 (④)

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑥)、処遇改善等加算 I (⑦)、3歳児配置改善加算 (⑨) 及び夜間保育加算 (⑩) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### 5. 保育必要量区分 (⑤)

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価 (⑥)

#### (1) 額の算定

地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④)、保育必要量区分 (⑤) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。

#### (2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

#### (ア) 保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

#### i 年齢別配置基準<sup>(※)</sup>

4歳以上児 30人につき1人、3歳児 20人につき1人、1、2歳児 6人につき1人、乳児 3人につき1人

(注1) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} \\ & = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

ii その他<sup>(※)</sup>

a 利用定員 90 人以下の施設については 1 人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人<sup>(注1)</sup>

c 上記 i 及び ii の a、b の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 3 日分の費用を算定<sup>(注2)</sup>

(注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2条に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 調理員等

利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）<sup>(注)</sup>

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

ii 非常勤事務職員

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑤）、処遇改善等加算 I（⑥）及び 3 歳児配置改善加算（⑨）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑤）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医（幼保連携型認定こども園にあっては学校医等）については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

#### （ア）保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第 5 条第 3 項の表備考第 4 号に規定する園長が専任でない場合に 1 名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）第 5 条第 3 項に規定する教員を除く。）は以下の i と ii を合計した数であること。

i 年齢別配置基準<sup>(※)</sup>

4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（令和2年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。

（注2）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者
- ・ 2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

（注3）確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども人数の合計をもとに確認すること。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3歳児及び満3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} \\ & + \{1、2歳児数 \text{ (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

ii その他<sup>(※)</sup>

a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人<sup>(注1)</sup>

c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする）<sup>(注2)</sup>

d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定（保育認定子ども人数に係る保育教諭等に限る。）<sup>(注3)</sup>

（注1）保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子ども人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。

（注2）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

（注3）当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（※）保育教諭等には幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。

(イ) その他

i 園長（施設長）

ii 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

iii 事務職員及び非常勤事務職員

（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

（注）非常勤事務職員については、1人分の費用（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。）及び週2日分の費用を算定。

iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）及び処遇改善等加算Ⅰ（⑦）については、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算Ⅰ（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑩）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### 5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑥）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（教育標準時間認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は別紙3のⅡ1（2）のとおりであることから、これを充足すること。